

2020年10月1日

お客さま 各位

愛知信用金庫

キャッシュカードによる「1日あたりの現金出金限度額」引下げのお知らせ

平素は格別のご温情を賜り、誠にありがとうございます。

さて、愛知信用金庫（理事長 浦田 卓）では、振り込め詐欺、偽造および盗難キャッシュカード等による被害から、お客さまの大切な預金をお守りするため、2020年11月8日（日）より、個人および個人事業主のお客さまのキャッシュカードの「1日1口座あたりのご利用限度額」を、下記のとおり引下げさせていただきます。

悪質な犯罪からお客さまの預金を守り、安心してお取引いただくためのものであり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

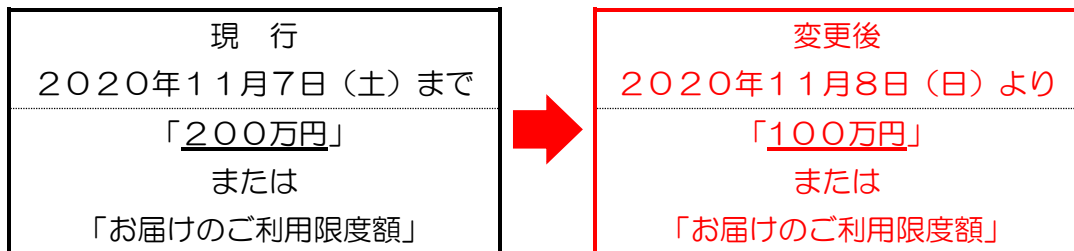
個人および個人事業主のお客さま

2. 変更実施日

2020年11月8日（日）より

3. 変更内容

キャッシュカードによる1日1口座あたりのご利用限度額



4. 対象となるお取引

当金庫発行のキャッシュカードによる現金の引出し、振込、振替、デビットカードご利用代金の合計金額

※提携金融機関ATMでの当金庫キャッシュカードによる現金の引出し、振込、振替を含みます。

(留意事項)

- 年齢70歳以上のお客さまの口座で、過去1年間キャッシュカードによる現金出金取引をご利用されていない口座をお持ちのお客さまについては、キャッシュカードによる1日1口座あたりのご利用限度額を10万円とさせていただきます。
- 当金庫所定のご利用限度額以外に設定されているお客さまは、引き続き、現在のご利用限度額でご利用いただけます。
- 1日当たりの現金出金限度額の変更を希望されるお客さまは、「ご本人確認書類」をご持参のうえ、当金庫の取引店へお申し出ください。
- この度の改定は、個人および個人事業主のお客さまを対象としており、法人のお客さまは変更ありません。

以 上